平成２２年（フ）第１６号
岩手県九戸郡野田村大字野田第32地割82番地３
債務者　櫻庭　純一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１５号
山形市南松原１丁目10番地９
債務者　山田　竜樹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
山形県西村山郡朝日町大字常盤に49番地
債務者　長岡　泰子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
山形市蔵王半郷265番地24
債務者　安孫子恵美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９号
山形県天童市駅西１丁目４番16号　フローラ２―201号
債務者　五十嵐由紀
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
山形市旭が丘５―12―８　ｍ・ｄコープⅣ103号、住民票上の住所山形県最上郡舟形町堀内184番地５
債務者　齋藤　絵美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７号
山形市大字漆山2574番地30
債務者　四戸　輝美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５号
山形県東根市中央３丁目11番18号
債務者　狩野　智隆
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３６４号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目７番92号　サンライフミヤドＡ棟201、旧住所東京都北区豊島３丁目28番８号
債務者　吉川　　啓
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１３号
さいたま市南区文蔵１丁目８番３号　ルシェール南浦和102、旧住所さいたま市緑区大字中尾3128番地　アムールＢ301
債務者　干場　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０６号
埼玉県加須市南町13番55号　マンション南103号
債務者　橋本　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９５号
埼玉県加須市大字南篠崎2089番地２
債務者　小西やす子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
さいたま市南区大字大谷口1599番地１　ウィンドヒルＣ101、旧住所さいたま市緑区大字中尾1354番地４　ユゲタ104
債務者　市川　勇太
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
埼玉県川口市柳崎１丁目28番17号
債務者　佐藤　典子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
埼玉県上尾市今泉１丁目19番地11　第１あかねコーポ202
債務者　小平　博美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
埼玉県蕨市北町１丁目４番７号　リリーハウス201号
債務者　野村小夜子（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
埼玉県川口市東領家１丁目15番２号　コーポ東202号
債務者　高橋　俊幸
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係